

2級・木造建築士免許に係る諸手続きについて（2020年月12月1日現在）

鳥取県で免許登録された方に適用されます。（他の都道府県にて免許登録された方は、登録された都道府県の建築主務課又は建築士会にご確認ください。）

申請手数料払込先（払込手数料はご負担願います）

払込口座： ゆうちょ銀行 01390-7-109228

加入者名： 一般社団法人 鳥取県建築士会

新規登録の場合	<p>鳥取県で建築士試験を受験・合格され、免許登録をする方は、鳥取県建築士会事務局に、申請者本人が持参提出してください。</p> <p>【提出書類】（※印は対象者のみ）</p> <ol style="list-style-type: none">①免許申請書(新規用)②建築士住所等の届出③本籍の記載のある住民票の写し【原本】（発行日から6ヵ月以内のもの）④証明写真 2枚（同じものであること） 無帽、無背景、正面上3分身 縦45mm×横35mm、カラー、6ヵ月以内に撮影したもの （専用の証明写真を推奨します）⑤申請手数料払込受付証明書（金額24,400円） ・<u>窓口にて現金での支払もできます。</u> ・令和元年以前合格した方は19,300円となります。様式がご入用の方は事務局へご連絡ください。 <p>※⑥実務経歴書（「学歴+実務」で免許登録申請される方のみ） ※⑦実務経歴証明書（「学歴+実務」で免許登録申請される方のみ） ※⑧旧姓・通称名併記の確認書類(旧姓、通称名併記希望者は住民票の写し【原本】、戸籍謄本〔抄本〕、マイナンバーカードは旧姓併記の手続きを経て旧氏名に旧姓が入っているものに限ります。)</p> <p>【持参されるもの】</p> <ol style="list-style-type: none">①建築士設計製図試験合格通知書（原本）②本人確認のできる公的証明書（運転免許証、パスポート等）③印鑑（認印可）
登録事項に変更がある場合	<p>免許証または免許証明書の登録事項（①氏名、②生年月日）に変更があった場合、変更の日から30日以内に、鳥取県建築士会事務局に、申請者本人が持参提出してください。</p> <p>【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none">①登録事項変更届・書換交付申請書(A4版)②建築士住所等の届出③事変・書換交付申請書（電算入力用：A4版）④本籍の記載のある住民票の写し（発行日から6ヵ月以内のもの）⑤建築士免許証又は建築士免許証明書のコピー⑥証明写真 2枚（同じものであること） 無帽、無背景、正面上3分身 縦45mm×横35mm、カラー、6ヵ月以内に撮影したもの （専用の証明写真を推奨します）

	<p>⑦申請手数料払込受付証明書（金額 5,900 円） ※ 窓口にて現金での支払もできます。</p> <p>【持参されるもの】</p> <p>①建築士免許証又は建築士免許証明書（原本） ②本人確認のできる公的証明書（運転免許証、パスポート等） ③印鑑（認印可）</p>
<p>登録事項 に変更は ないが、 携帯型免 許証明書 に変更さ れる場合</p>	<p>登録事項に変更はないが、携帯型免許証明書への変更を希望される場合は、鳥取県建築士会事務局に、申請者本人が持参提出してください。</p> <p>【提出書類】</p> <p>①書換交付申請書（携帯型免許証明書への変更） ②建築士住所等の届出 ③事変・書換交付申請書（電算入力用：A4） ④建築士免許証のコピー ⑤証明写真 2枚（同じものであること） 無帽、無背景、正面上3分身 縦45mm×横35mm、カラー、6ヵ月以内に撮影したもの （専用の証明写真を推奨します） ⑥申請手数料払込受付証明書（金額 5,900 円） ※ 窓口にて現金での支払もできます。</p> <p>【持参されるもの】</p> <p>①建築士免許証（原本） ②本人確認のできる公的証明書（運転免許証、パスポート等） ③印鑑（認印可）</p>
<p>再交付申 請の場合</p>	<p>免許証又は免許証明書を、汚損若しくは亡失された場合は、遅滞なく鳥取県建築士会事務局に、申請者本人が持参提出してください。</p> <p>なお、亡失による「再交付申請」の記載事項が登録事項と異なる場合には「登録事項変更届・書換交付申請」及び戸籍謄本(抄本)も同時に提出してください。</p> <p>また、再交付後に旧免許証又は旧免許証明書が出てきたときは、鳥取県建築士会事務局に免許証を返納してください。</p> <p>【提出書類】</p> <p>①再交付申請書 ②建築士住所等の届出 ③事変・書換交付申請書（電算入力用：A4） ④建築士免許証又は建築士免許証明書のコピー （亡失で用意できない場合は除く） ⑤証明写真 2枚（同じものであること） 無帽、無背景、正面上3分身 縦45mm×横35mm、カラー、6ヵ月以内に撮影したもの （専用の証明写真を推奨します） ⑥申請手数料払込受付証明書（金額 5,900 円） ※ 窓口にて現金での支払もできます。</p>

	<p>【持参されるもの】</p> <p>①建築士免許証又は建築士免許証明書（原本）（亡失で用意できない場合は除く）</p> <p>②本人確認のできる公的証明書（運転免許証、パスポート等）</p> <p>③印鑑（認印可）</p>
住所等の届出	<p>住所、勤務先等に変更があった場合は、変更の日から 30 日以内に鳥取県建築士会事務局又は鳥取県東・中・西部総合事務所建築住宅課に提出してください。</p> <p>【提出書類】</p> <p>①建築士住所等の届出</p> <p>※郵送での提出の場合、以下の書類を提出してください。</p> <p>【提出書類】</p> <p>①建築士住所等の届出</p> <p>②建築士免許証もしくは建築士免許証明書の写し</p> <p>③本人確認のできる公的証明書（運転免許証等）の写し</p>
免許取消申請	<p>一身上の都合で免許の取消をされる場合は、直ちに鳥取県東・中・西部総合事務所建築住宅課へ申請者本人が持参提出してください。</p>
後見開始・保佐開始の審判届	<p>建築士が後見開始または保佐開始の審判を受けたときは、その成年後後見人又は保佐人は、その日から 30 日以内に鳥取県東・中・西部総合事務所建築住宅課に提出してください。</p>
死亡（失踪宣告）届	<p>建築士が死亡したとき又は失踪宣告を受けたときは、戸籍法による届出義務者が死亡又は失踪宣告の日から 30 日以内に、鳥取県東・中・西部総合事務所建築住宅課に提出してください。</p>
建築士法第 8 条の 2 第 3 号の届出	<p>禁錮以上の刑に処せられた場合、又は建築士法に違反し若しくは建築物の建築に関し罪を犯して罰金刑に処せられた場合は、鳥取県東・中・西部総合事務所建築住宅課に、申請者本人が持参提出してください。</p>